

令和7年第2回臨時会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

令和7年5月13日 開会

令和7年5月13日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

令和7年東吾妻町議会第2回臨時会会議録目次

第1号（5月13日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	5
○承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	8
○承認第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	10
○同意第1号の上程、説明、採決	11
○日程の追加	13
○議長の辞職について	13
○日程の追加	14
○選挙第1号 議長選挙	14
○議会運営委員会の報告について	17
○日程の追加	17
○副議長の辞職について	18
○日程の追加	19
○選挙第2号 副議長選挙	19
○常任委員会委員の選任について	21
○日程の追加	22

○予算決算特別委員会委員の辞任について……………	2 2
○日程の追加……………	2 3
○特別委員会委員の補充について……………	2 3
○日程の追加……………	2 4
○議席の変更について……………	2 4
○日程の追加……………	2 5
○議員派遣の件について……………	2 5
○閉会の宣告……………	2 6
○署名議員……………	2 7

令和7年東吾妻町議会第2回臨時会

議 事 日 程（第1号）

令和7年5月13日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 1号 専決処分の承認について（東吾妻町税条例の一部を改正する条例）
- 第 4 承認第 2号 専決処分の承認について（東吾妻町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）
- 第 5 承認第 3号 専決処分の承認について（東吾妻町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- 第 6 同意第 1号 東吾妻町固定資産評価員の選任について
- 第 7 常任委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程第7まで議事日程に同じ

- 追加日程 第 1 議長の辞職について
- 追加日程 第 2 選挙第1号 議長選挙
- 追加日程 第 3 副議長の辞職について
- 追加日程 第 4 選挙第2号 副議長選挙
- 追加日程 第 5 予算決算特別委員会委員の辞任について
- 追加日程 第 6 特別委員会委員の補充について
- 追加日程 第 7 議席の変更について
- 追加日程 第 8 議員派遣の件について

出席議員（11名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 佐 藤 聡 一 君 | 2 番 | 齋 藤 貴 史 君 |
| 3 番 | 増 子 京 子 君 | 4 番 | 渡 一 美 君 |

5 番 井 上 日 出 来 君
 7 番 高 橋 徳 樹 君
 9 番 小 林 光 一 君
 1 1 番 竹 渕 博 行 君

6 番 高 橋 弘 君
 8 番 里 見 武 男 君
 1 0 番 重 野 能 之 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	石 村 文 明 君
教 育 長	茂 木 一 弘 君	総 務 課 長	酒 井 文 彰 君
企 画 課 長	玉 橋 晃 君	ま ち づ く り 推 進 課 長	寺 嶋 徳 郎 君
保健福祉課長	小 池 さつき 君	町 民 課 長	谷 直 樹 君
税 務 課 長	藤 岡 剛 君	農 林 課 長	白 石 彰 久 君
建 設 課 長	永 村 達 之 君	上下水道課長	角 田 良 信 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	代 田 聡 君	学校教育課長	水 出 悟 君
社会教育課長	伊 澤 文 邦 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	西 山 孝 弘	議 会 事 務 局 長 議 会 事 務 局 次 長	小 林 稔
議 会 事 務 局 会 計 年 度 員 任 用 職 員	田 中 すずの		

◎議長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和7年第2回臨時会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集いただき開会できることに對し、心より感謝申し上げます。

本臨時会には、執行部提案の承認3件、人事案件1件が付されておりますとともに、常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の任期満了に伴う委員の選任も行われます。十分なご審議とご協力をお願い申し上げまして、簡単ではありますが、開会に当たっての挨拶といたします。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 開会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

令和7年第2回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

4月15日から5月14日までは「みどりの月間」であり、緑の募金全国一斉強調月間に設定されております。今臨時会では、皆様に緑の羽根をつけていただきまして、ご協力をいただきました。

さて、新緑がまぶしい季節を迎え、町内では各種イベントが相次いで開催され、大いににぎわいを見せております。4月に岩井親水公園で開催いたしましたすいせん祭りには、スイ

センと桜の競演を一目見ようと、2万人を超える方々が訪れまして、町外からもたくさんの皆様にご来訪いただきました。

さらに、今月下旬には、ハッ場ダム放流イベントやスポーツフェスティバルの開催も予定しております。これらの催しを通じて、さらなる交流人口の拡大と地域活性化を図り、誰もが活気を感じられる町づくりを進めてまいりたいと考えております。

本日の臨時会では、専決処分の承認について3件、人事案件1件を提案させていただくものでございます。慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤聡一君） ただいまより、令和7年第2回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時03分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤聡一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤聡一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、2番、齋藤貴史議員、3番、増子京子議員、4番、渡一美議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤聡一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認について（東吾妻町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第1号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

第217回通常国会におきまして、地方税法等の一部を改正する法律が成立し、本年3月31日に公布され、4月1日から施行されております。この法改正を受け、東吾妻町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、ご承認をお願いするものでございます。

この条例の施行日を法律に合わせるため、令和7年3月31日公布、4月1日施行といたしております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご承認をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（藤岡 剛君） 本件につきましては、町長提案説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されたことに伴う東吾妻町税条例の一部改正につ

いて、専決処分の承認をお願いするものでございます。

改正内容の詳細についてご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

初めに、本則の改正でございますが、町民税の申告を規定する第36条の2第9号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う条文中の項ずれを改めております。

次に、第63条の2は、固定資産税の関係です。第1項第1号は、法人番号について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する法人番号に規定することを追加するものでございます。

次に、第82条第1号は、軽自動車税種別割の標準税率の区分見直し、新基準原動機付自転車の追加に伴う税率の区分改正に伴う改正でございます。

次に、第89条も軽自動車税の関係です。第2項第2号は、先ほどの第63条の2第1項第1号同様に、法人番号の規定を追加するものでございます。同項第5号は、軽自動車種別割の標準税率の区分の見直し、新基準原付の追加に伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備をする改正でございます。

3ページをお願いいたします。

軽自動車税の身体障害者等に対する種別割の減免を規定する第90条は、マイナ保険証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等を整備する改正でございます。

4ページをお願いいたします。

次に、特別土地保有税に関する第139条の3第2項第1号及び入湯税に関する第149条第1項第1号では、先ほどの第63条の2第1項第1号及び第89条第2項第2号同様に、法人番号の規定を追加するものでございます。

ここからは、附則の改正についてご説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。

第10条の2は、地域決定型地方特例措置、わがまち特例に関する規定でございます。第23項から第26項までは、地方税法附則第15条第33項、福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が整備した特定公共施設等に係る課税標準の特例措置の削除に伴う条文中の項ずれの改正でございます。

この後の説明において、地方税法を法と省略してご説明させていただきますので、ご承知おきください。

次に、第10条の3ですが、第14項は、法附則第15条の9の3、大規模の修繕等が行われ

たマンションに係る税額の減額措置に、第3項、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することができることとするものの新設に伴う、項そのものの新設です。また、改正後条例の第14項の新設に伴う項ずれを改めております。

次に、第10条の4は、法附則第16条の2、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例適用の削除に伴う条そのものの削除でございます。

7ページをお願いいたします。

次に、第10条の5は、法附則第16条の3、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例適用の削除に伴う条そのものの削除でございます。

8ページをお願いいたします。

改正後の第10条の4、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例適用は、先ほどの法附則第16条の2、熊本地震の特例及び法附則第16条の3、平成30年7月豪雨の特例の削除に伴う条文中の条ずれを改めております。また、改正前条例の第10条の4及び第10条の5の削除に伴う条ずれも改めております。

新旧対照表でのご説明は以上でございます。

戻りまして、改め文の附則をご覧ください。

第1条では、施行期日を規定しております。第2条は、固定資産税に関する経過措置を、第3条では、軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上で説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおり、これを承認することに賛成

の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認について（東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 承認第2号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町税条例の一部を改正する条例の専決処分同様、本年3月31日公布、4月1日施行の地方税法等の一部を改正する法律に合わせ、東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、ご承認をお願いするものでございます。

この条例の施行日を法律に合わせるため、令和7年3月31日公布、4月1日施行といたしております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご承認をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（藤岡 剛君） 本件につきましては、町長提案説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されたことに伴う東吾妻町国民健康保険税条例の一部改正について、専決処分の承認をお願いするものでございます。

改正内容についてご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

課税額に関する第2条第2項では、基礎課税額の課税限度額を、改正前の65万円を改正後

は66万円に改めております。同条第3項では、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を、改正前の24万円を改正後は26万円に改めております。

次に、国民健康保険税の減額に関する第23条第1項では、先ほどの第2条同様に基礎課税額の課税限度額を、改正前の65万円を改正後は66万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を、改正前の24万円を改正後は26万円に改めております。

同項第2号では、消費者物価など経済動向等を踏まえた軽減判定所得の見直しが行われたため、5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を改正前の29万5,000円から改正後は30万5,000円に改め、同項第3号では、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を改正前の54万5,000円から改正後は56万円に改めております。

新旧対照表での説明は以上でございます。

戻りまして、改め文の附則をご覧ください。

第1条では施行期日を、第2条では適用区分を規定するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおり、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認について（東吾妻町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第3号 東吾妻町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほどの税条例の一部を改正する条例、また国保税条例の一部を改正する条例の専決処分同様、令和7年度税制改正による条例の一部改正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、ご承認をお願いするものでございます。

この条例の施行日を法律に合わせるため、令和7年3月31日公布、4月1日施行といたしております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（藤岡 剛君） 本件につきましては、町長提案説明のとおり、令和7年度税制改正によりまして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める条例が一部改正され、令和7年4月1日に施行されたことに伴う東吾妻町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認をお願いするものでございます。

改正内容についてご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

固定資産税の課税免除を規定する第2条において、固定資産税の課税免除対象者に係る同意基本計画の同意期限と設置期限が2年間延長されたことに伴い、改正前の令和7年3月31

日を２年間延長し、改正後は令和９年３月３１日と改めるものでございます。

戻りまして、改め文の附則をご覧ください。

第１項では施行期日を、第２項では経過措置を規定しております。

以上で説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおり、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎同意第１号の上程、説明、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第６、同意第１号 東吾妻町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第１号 東吾妻町固定資産評価員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価員とは、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するため、地方税法第404条の規定により設置するもので、議会の同意を得て選任することとなっており、税務課長の職にある者を選任したいと考えております。

4月1日付の人事異動により、藤岡剛を税務課長といたしましたので、固定資産評価員に選任したいと思います。ご同意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任については、原案のとおり、これを同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

ここで、執行部各位に申し上げます。

これからしばらくの間は、議会内部の構成に関する審議となります。説明員として出席をいただいております執行部の皆さんは、事務室にお戻りいただき、事務に就いていただいで結構です。

また、閉会の前に連絡をいたしますので、自席に着席いただければと思います。よろしくお願いいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

（午前10時26分）

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

（午前11時44分）

◎日程の追加

○議長（佐藤聡一君） ただいまの休憩中に、議長の職についての辞職願を副議長に提出いたしましたので、その取扱いについては副議長にお任せをして、本席を退かせていただきます。

（議長 降壇、副議長 議長席に着席）

○副議長（里見武男君） それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議事を進めさせていただきます。

議長、佐藤聡一議員から、議長の辞職願が提出されました。

議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（里見武男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

事務局に追加議事日程を配付させます。

◎議長の辞職について

○副議長（里見武男君） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、佐藤聡一議員の退場を求めます。

（議長 佐藤聡一君 退場）

○副議長（里見武男君） それでは、辞職願の朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） 令和7年5月13日、東吾妻町議会副議長様、東吾妻町議会議長、佐藤聡一。

辞職願、このたび、議会の申し合せにより、議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長（里見武男君） ただいまの朗読のとおりです。

お諮りいたします。佐藤聡一議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(里見武男君) 異議なしと認めます。

したがって、佐藤聡一議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

佐藤聡一議員の入場を許可いたします。

(1番 佐藤聡一君 入場)

○副議長(里見武男君) 佐藤聡一議員に申し上げます。

議長辞職願は、ただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

◎日程の追加

○副議長(里見武男君) ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。議長選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議長選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(里見武男君) 異議なしと認めます。

したがって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

事務局に書類を配付させます。

◎選挙第1号 議長選挙

○副議長(里見武男君) 追加日程第2、選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○副議長(里見武男君) ただいまの出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第32条第2項の規定により、6番、高橋弘議員、7番、高橋徳樹議員

を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○副議長（里見武男君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(発言する者なし)

○副議長（里見武男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長（里見武男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

(投票)

○副議長（里見武男君） 投票漏れはございませんか。

(発言する者なし)

○副議長（里見武男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。

高橋弘議員、高橋徳樹議員、開票の立会いをお願いいたします。

(立会人立会い、開票)

○副議長（里見武男君） それでは、開票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票のうち

高橋 弘議員 9票

竹渕博行議員 2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、高橋弘議員が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長（里見武男君） ただいま議長に当選されました高橋弘議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

高橋弘議員、当選承諾のご挨拶を演壇にてお願いいたします。

(新議長 高橋 弘君 登壇)

○議長（高橋 弘君） ただいまの選挙で東吾妻町議会議員の議長ということで、当選をさせていただきました。身に余る光栄でございます。ありがとうございます。

議会は、地域、住民、町民のための議会であるべきだというふうに思っております。

東吾妻町議会基本条例が平成22年10月に施行されたということでもあります。これを守っていかなければいけないということを痛感しているわけでありますけれども、その中で町民のための福祉の向上及び民主的な議会運営をするということが書かれておりますので、これからも東吾妻町議会が民主的な議会であるように引き続き努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

私は議員経験も非常に浅く、浅学非才でありますので、議員各位のご指導、ご支援並びにご協力をいただきながら、議会運営をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

甚だ簡単ではありますが、当選の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

○副議長（里見武男君） それでは、議長の選挙が無事終了いたしましたので、私の任をこれで解かせていただきます。

高橋弘議員、議長席にお着き願います。

(副議長と新議長が交代)

(新議長が議長席に着席)

○議長（高橋 弘君） ここで休憩といたします。

再開を午後1時に行いたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(午後 零時08分)

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◎議会運営委員会の報告について

○議長（高橋 弘君） 先ほど休憩中に議会運営委員会を開き、決まったことを議会運営委員会の委員長から報告いたします。

委員長。

○議会運営委員長（渡 一美君） 議会運営委員会からご報告させていただきます。

本日開催予定でした常任委員会を16日10時より開催をしたいと思います。内容とすると、広報委員の選任と議会運営委員会の選任、委員長、副委員長の選任、東部衛生組合の選任をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 弘君） 以上で報告を終わります。

暫時休憩といたします。

（午後 1時01分）

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

（午後 1時01分）

◎日程の追加

○議長（高橋 弘君） ただいまの休憩中に、副議長、里見武男議員から副議長の辞職願が提出されました。

副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 弘君) 異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

事務局に追加議事日程を配付させます。

(追加議事日程配付)

◎副議長の辞職について

○議長(高橋 弘君) 追加日程第3、副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、里見武男議員の退場を求めます。

(8番 里見武男君 退場)

○議長(高橋 弘君) 辞職願の朗読をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長(西山孝弘君) 令和7年5月13日、東吾妻町議会議長様、東吾妻町議会副議長、里見武男。

辞職願、このたび、議会の申し合せにより、副議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○議長(高橋 弘君) ただいま朗読のとおりです。

お諮りいたします。里見武男議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 弘君) 異議なしと認めます。

したがって、里見武男議員の副議長辞職を許可することに決定しました。

里見武男議員の入場を許可いたします。

(8番 里見武男君 入場)

○議長(高橋 弘君) 里見武男議員に申し上げます。

副議長辞職願は、ただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

◎日程の追加

○議長（高橋 弘君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに副議長選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

事務局に書類を配付させます。

（選挙第2号配付）

◎選挙第2号 副議長選挙

○議長（高橋 弘君） 追加日程第4、選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋 弘君） ただいまの出席議員は11人です。

次に、立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第32条第2項の規定により、8番、里見武男議員、9番、小林光一議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（高橋 弘君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（高橋 弘君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

(投票)

○議長（高橋 弘君） 投票漏れはございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 弘君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

里見武男議員、小林光一議員、開票の立会いをお願いいたします。

(立会人立会い、開票)

○議長（高橋 弘君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

法定得票、有効11票掛ける4分の1となっておりますので、3票でございます。

有効投票のうち

重野能之議員 9票

小林光一議員 2票

であります。

したがって、重野能之議員が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（高橋 弘君） ただいま副議長に当選されました重野能之議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

重野能之議員、当選承諾のご挨拶を演壇においてお願いいたします。

(新副議長 重野能之君 登壇)

○副議長（重野能之君） 大変ありがとうございました。少しでも議長、また議会の役に立てるように全力でその務めを果たしていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（高橋 弘君） 日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、指名したいと思います。

事務局長から発表させます。

朗読をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） それでは、常任委員の選任についてということで、常任委員会のお名前を読み上げしたいと思います。

総務建設常任委員会、佐藤聡一委員、齋藤貴史委員、井上日出来委員、高橋徳樹委員、重野能之委員。

文教厚生常任委員会、増子京子委員、渡一美委員、高橋弘委員、里見武男委員、小林光一委員、竹淵博行委員。

以上です。

○議長（高橋 弘君） ただいま事務局長朗読のとおり選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり、常任委員会委員に選任することに決定いたしました。暫時休憩といたします。

（午後 1時22分）

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

（午後 1時23分）

○議長（高橋 弘君） ただいまの休憩中に、予算決算特別委員会委員の辞任願を副議長に提出いたしましたので、その取扱いについては、副議長にお任せをして、本席を退かせていただきます。

（議長 降壇、副議長 議長席に着席）

○副議長（重野能之君） それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議事を進めさせていただきます。

◎日程の追加

○副議長（重野能之君） 先ほどの休憩中に、高橋弘議員から一身上の都合により、予算決算特別委員会委員を辞任したいとの辞任願が提出されております。

予算決算特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第5とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（重野能之君） 異議なしと認めます。

したがって、予算決算特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第5とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎予算決算特別委員会委員の辞任について

○副議長（重野能之君） 追加日程第5、予算決算特別委員会委員の辞任についてを議題いたします。

地方自治法第117条の規定により、高橋弘議員の退場を求めます。

（6番 高橋 弘君 退場）

○副議長（重野能之君） お諮りいたします。高橋弘議員の申出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(重野能之君) 異議なしと認めます。

したがって、高橋弘議員の予算決算特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。
高橋弘議員の入場を許可します。

(6番 高橋 弘君 入場)

○副議長(重野能之君) 高橋弘議員に申し上げます。

予算決算特別委員会委員の辞任願は、ただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

それでは、議事が無事終了いたしましたので、私の任をこれで解かせていただきます。
高橋弘議員、議長席にお着きをお願いします。

(副議長 降壇、議長 議長席に着席)

◎日程の追加

○議長(高橋 弘君) お諮りいたします。特別委員会委員の補充についてを日程に追加し、追加日程第6とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 弘君) 異議なしと認めます。

したがって、特別委員会委員の補充についてを日程に追加し、追加日程第6とし、直ちに議題とすることに決定しました。

◎特別委員会委員の補充について

○議長(高橋 弘君) 追加日程第6、特別委員会委員の補充についてを議題といたします。

特別委員会委員の補充については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付のように指名したいと思います。

朗読をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） 特別委員会委員の補充について。

特別委員会名、予算決算特別委員会、佐藤聡一委員。

以上です。

○議長（高橋 弘君） ただいま朗読のとおり選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

以上で特別委員会委員の補充についてを終わります。

◎日程の追加

○議長（高橋 弘君） お諮りいたします。この際、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第7とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第7とし、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議席の変更について

○議長（高橋 弘君） 追加日程第7、議席の変更についてを議題といたします。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、議長において指名いたします。

1番、高橋弘、6番、高橋徳樹議員、7番、里見武男議員、8番、小林光一議員、9番、重野能之議員、10番、竹渕博行議員、11番、佐藤聡一議員。

以上のとおり議席を変更いたします。

当該議員は議席の移動をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(午後 1 時 3 4 分)

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

(午後 1 時 4 2 分)

◎日程の追加

○議長（高橋 弘君） お諮りいたします。この際、議員派遣の件についてを日程に追加し、追加日程第 8 とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件についてを日程に追加し、追加日程第 8 とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件について

○議長（高橋 弘君） 追加日程第 8、議員派遣の件についてを議題といたします。

5 月 27 日開催の全国町村議会議長・副議長研修会については、会議規則第 127 条第 1 項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

○議長（高橋 弘君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理に要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決定しました。

○議長（高橋 弘君） お諮りいたします。本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋 弘君） これをもって本日の会議を閉じ、令和7年第2回臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 1時45分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 高 橋 弘

東吾妻町議会前議長 佐 藤 聡 一

東吾妻町議会前副議長 里 見 武 男

署 名 議 員 齋 藤 貴 史

署 名 議 員 増 子 京 子

署 名 議 員 渡 一 美